

ブラジル向け輸出水産食品（動物衛生）の取扱要綱

1 目的

この要綱は、ブラジル向け輸出水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第3条及び第5条に基づく衛生証明書の発行等に関する手続を定めるものである。

2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブラジル向け輸出水産食品：我が国からブラジルに輸出される食用の水産動物及びそれらの加工品
- (2) 輸出施設：ブラジル向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあっては、最終保管）する施設
- (3) 輸出者：ブラジル向け輸出水産食品を輸出しようとする者
- (4) 畜水産安全管理課：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
- (5) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (6) 証明書：ブラジル向け輸出水産食品のための輸出証明書
- (7) 検査機関：都道府県水産部局又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第9項に規定する登録検査機関
- (8) 証明書発行機関：加工流通課又は都道府県水産部局
- (9) 手続規程：農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）
- (10) 一元的な輸出証明書発給システム：手続規定の別表1の別紙ZZ-01の農林水産省が設置する一元的な輸出証明書発給システム

3 証明書の発行対象

証明書の発行対象となる水産食品は、ブラジル向け輸出水産食品のうち次に掲げる食品とする。

- (1) 天然由来の水産動物（エビ及び生きた動物を除く。）及びその加工品
- (2) 天然又は養殖由来の魚油
- (3) 養殖由来のマダラ属（GADUS）の粉末
- (4) 天然又は養殖由来のパンダルス属（PANDALUS）のエビの粉末
- (5) 養殖由来のカキ殻の粉末

- (6) 養殖由来のキャビア及び魚卵
- (7) 養殖由来の魚類及びその加工品

4 輸出手続の概要

輸出者は、輸出施設が5（1）に掲げる施設のいずれかに該当することを証する書類とともに、5（4）の証明書の発行要件に適合することを証する書類を添付して、証明書発行機関宛て証明書の発行申請を行う。証明書発行機関は当該申請が証明書発行要件に適合する場合は、輸出者に対して証明書を発行する。

5 証明書の発行

(1) 輸出施設

輸出施設は次のいずれかに該当する施設とする。

- ア 食品衛生法第55条に基づく営業許可を有し、又は同法第57条に基づく営業届出を行っている施設
- イ 食品製造等に関して条例等に基づく営業許可を有している又は営業に係る届出等を行っている施設

(2) 申請

輸出者は、ブラジル向け輸出水産食品について輸出を行うごとに、次のアからカまでの書類を添付して、誓約事項を了承の上、一元的な輸出証明書発給システムにより申請を行い、同システムにより証明書の発行手数料を電子納付するものとする。なお、輸出者から委任を受けた者が代理申請を行う場合は、手続規程の別紙ZZ-01の3に規定する様式2を農林水産省輸出・国際局輸出支援課長宛てに書面又は電子メールで提出し、委託元の事業者との紐づけの登録を行うこと。

ただし、同システムによる発行が行えない等の不測の事態が生じ、書面又は電子メールによる申請を行う場合にあっては、手続規程第1の1の(2)に基づき別紙様式1に収入印紙を貼付したものと及び輸出しようとする水産食品に係る別紙様式2から別紙様式8までのいずれかの証明書案に(2)に掲げる証明書の発行申請に要する添付書類を添付し、証明書発行機関に提出するものとする。なお、輸出者から委任を受けた者が代理申請を行う場合は、一元的な輸出証明書発給システムで紐づけ登録が完了している者にあつては農林水産省輸出・国際局輸出支援課長宛てに提出した委任状の写しを、一元的な輸出証明書発給システムで紐づけ登録をしていない者にあつては別紙様式10を、加工流通課宛てに書面又は電子メールで提出すること。

- ア 別紙様式2から別紙様式8までにおける1から14までの記載事項を確認できるインボイスの写し、パッキングリストの写し等の書類
- イ 輸出施設が(1)のいずれかに適合することを証する書類
- ウ 3（1）及び3（3）から3（7）までにあつては、アの15. Health

informationに掲げる事項を証する加熱加工工程等の書類又は輸出者の誓約書

エ 輸出しようとする水産食品に係る衛生証明書の写し

オ 別添2に規定する手続を実施している場合にあっては、別紙様式9

(3) 申請の期限

冷凍品については証明書の交付を希望する日の5開庁日前までに、生鮮品については原則前日までに、それぞれ申請すること。

(4) 証明書の発行要件

申請を受理した証明書発行機関は、遅滞なく、以下の要件全てに適合することを審査し、適合する場合において証明書を発行する。なお、申請内容の確認等に当たり、輸出者に対し、必要と判断される追加資料の提出を求めることができる。また、必要に応じ、貨物の状態を確認することができる。

ア (1)のいずれかに適合する輸出施設において最終加工又は最終保管されたものであること。

イ 3(1)のうち加熱加工品以外及び3(7)にあっては、検査機関による別添1に規定する検査の結果、別添1に掲げる判定基準を満たしているものであること。ただし、別添2に規定する手続を実施している場合においては、別紙様式9を提出することにより、検査機関による別添1の検査を省略することができる。

ウ 3(1)のうち加熱加工品及び3(3)から3(7)までにあつては、(2)のアの15. Health informationに記載されている事項(オに掲げるものを除く。)について、輸出者により提出された(2)のエ又はオの書類により当該事項を満たすことが確認できること。

エ 3(7)にあっては、水産防疫対策要綱(平成28年7月1日付け28消安第1412号農林水産省消費・安全局長通知)の別記3「養殖場における衛生対策指針」に基づく基本的な防疫措置(親魚や種苗導入時の導入元の疾病発生状況等の確認、死亡魚の適切な除去、疾病発生時の都道府県への速やかな報告)が行なわれていること。

オ 3(3)、3(4)及び3(7)にあっては、(2)のアの15. Health informationの1を満たしていることに関し、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第8条及び第9条の2に基づく特定疾病のまん延を防止するための措置を行っていない旨が、管轄する都道府県に確認できること。

カ 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号に規定する「内国貨物」であること。

(5) 証明書の発行

(4)に適合すると判断された場合には、証明書発行機関は次の点に留意しつつ、輸出者から提出された(2)に規定する申請書様式を証明書原本として署名し、印章を押印した後に、当該原本を証明書として輸出者に速やかに発行するとともに、その写しを保存する。

ア 記載する用語については、基本的に英語記載とすること

イ 「Certificate number」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと

(6) 官能検査の強化

畜水産安全管理課及び加工流通課は、ブラジルの動物衛生に関する法令に違反した旨の連絡をブラジル政府から受けるなど、ブラジル向け輸出水産食品に問題が発生した場合は、証明書発行機関に連絡するとともに、輸出者に対しては原因究明及び改善の指示、検査機関に対しては官能検査の強化の指示等適切な措置をとるものとする。

なお、畜水産安全管理課及び加工流通課は、問題点の原因究明及び改善措置の状況から、問題点が改善されたと判断した場合は、検査の強化等を解除することができる。

(7) 証明書の発行取消し

予定していた輸出が中止になる等により証明書が不要となった場合には、輸出者は、一元的な輸出証明書発給システムにより当該証明書の破棄の申請をすること。

ただし、一元的な輸出証明書発給システム以外の方法で申請した場合においては、当該証明書を返却するとともに、別紙様式11により、取消願を当該証明書の証明書発行機関に速やかに提出すること。

(8) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、畜水産安全管理課及び加工流通課と協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者又は当該証明書の申請に係るブラジル向け輸出水産食品の取引に関与した者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断される場合

ウ その他相当の理由があると認められる場合

(9) 証明書発行実績の報告

加工流通課は、証明書発行機関である都道府県に対し、証明書発行件数等について報告を求めることができる。

6 受付時間等

(1) 加工流通課に書面により申請するときは、以下の住所の窓口において行うものとし、その受付日及び時間は、毎週月曜日から金曜日までの10時から12時までとする。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日）を除くものとする。

〒100-8907 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室

TEL 03-3501-1961

電子メールにより申請するときは、以下のメールアドレスに提出するものとする。

E-mail:export-certificate@maff.go.jp

- (2) 郵送による証明書の原本の受取を希望する場合には、切手を貼付し、受取人の名前、住所その他の必要事項を記入済みの追跡可能な返信用封筒等を事前に証明書発行機関まで送付すること。
- (3) その他の証明書発行機関の受付時間や証明書発行に係る申請の方法については、水産庁及び当該証明書発行機関のホームページにおいて掲載する方法によるものとする。

7 その他

(1) 輸出者自らの管理

輸出者はブラジルの規則及び条件について自ら情報収集を行うこと等により、輸出水産食品に関する自主的な管理に努めること。

(2) 申請の審査に係る調査

証明書発行機関は、5（2）による申請の審査に当たり、必要に応じ、輸出者に対して5（2）に掲げる書類以外の資料の提出を求めること等により、ブラジル向け輸出水産食品が5（3）の要件を満たすかどうか調査することができる。

(3) 施設の食品衛生に係る問題の対応

輸出者は、関連する施設の食品衛生に関して、厚生労働省や都道府県衛生部局等から指示があった場合には、その指示に従うこと。

附 則（令和7年4月1日付け6水漁第1924号）
この通知は、令和7年4月1日から施行する。